

件 名	高齢者の外出支援を拡充	問合せ	健康長寿課 内線 437
内 容			
令和 5 年 7 月 1 日より、満 70 歳以上の市民全てを対象に、タウンズニーカーの運賃を無料にする特別乗車回数券を交付し、高齢者の社会参加を促し、福祉の向上に寄与しています。 また、タクシーの初乗り運賃の助成は、これまで要介護認定や要支援認定を受けている方、満 65 歳以上で歩行が困難な方を対象にしてきましたが、新たに満 75 歳以上の運転免許証を持っていない方も対象にしました。 タウンズニーカーの特別乗車回数券とタクシー利用券の交付は、申請が必要になりますが、全国で初となる転倒予防都市を宣言しているまちとして、高齢者のみなさまが健康で充実した生活が送れるよう、外出を支援します。		申請開始日 ■ 7 月 3 日（月） タウンズニーカー特別乗車回数券の交付 ■ 対象：満 70 歳以上の市民全ての方 支援内容：タウンズニーカーの特別乗車回数券 100 枚を交付 ※有効期限はありません ※回数券は、7 月下旬頃に発送予定 タクシー利用券の交付 ■ 対象：①満 75 歳以上の運転免許証を持っていない方 ②心身の機能の低下により、バス・電車の利用ができない方で、 （1）・（2）のどちらかに該当する方 （1）要介護認定か要支援認定を受けている方 （2）満 65 歳以上で歩行困難などの要件を満たし、対象と認められた方 支援内容：利用券 1 カ月 6 枚 ※有効期限：令和 6 年 3 月 31 日 ※順次発送予定 注意事項：市の協力業者として登録しているタクシー事業所に限ります。 対象の方には、タクシー利用券と事業所の一覧表を郵送します。 年度ごとの申請が必要です。	